

令和 6 年度 第 6 回行財政改革推進本部会議要旨

日時：令和 7 年 1 月 7 日（火）

午前 9 時 3 5 分～午前 1 0 時 3 0 分

会場：庁議室

【報告事項】

・ 令和 6 年度指定管理者モニタリング（試行実施）の総合評価結果について

指定管理者制度導入施設において、より効率的・効果的な管理運営が行われ、コスト削減やサービスの向上を図ることを目的に令和 6 年 2 月に策定した「指定管理者制度モニタリングガイドライン」に基づき、令和 6 年 4 月から 9 月まで行った試行実施の結果について報告するもの。

1 主な内容

(1) 対象施設

令和 6 年度指定管理者制度導入施設 1 0 2 施設中、次表の分類Ⅰ及び分類Ⅱに該当する 6 6 施設を対象にモニタリングを実施した。

〔指定管理者制度導入施設の分類〕

分類	施設数	モニタリング方法	対象施設の種類の種類	施設の特徴
Ⅰ	41 施設	月次報告 アンケート調査 実地調査 総合評価	観光、スポーツ、 社会教育、健康福祉、 産業特定、その他	・ 主な業務内容がサービス提供 ・ 利用者が不特定多数
Ⅱ	25 施設	月次報告 実地調査 総合評価	健康福祉、産業特定、 住宅	・ 施設の設置目的が特殊 ・ 法令等により業務内容が規定 ・ 利用者が特定少数
Ⅲ	36 施設	—	地域コミュニティ、 地域公園	・ 利用者が指定管理者と同一

(2) モニタリングの視点

ア 履行の確認

協定書や事業計画書等で明記されている内容が正しく履行されているかを確認する。

イ サービスの質の評価

実地調査やアンケート調査により提供されるサービス水準を確認する。

ウ 安定性の評価

継続したサービス提供が可能であるか、事業の収支状況や財務状況を確認する。

(3) 評価方法

月次報告、利用者アンケート調査、実地調査等の結果に基づき、上記2の視点からA～Dの4段階で定性評価を行う。

なお、「分類Ⅰ」の施設は上記2の全ての視点を、「分類Ⅱ」の施設は「履行の確認」のみを評価する。

総合評価については、各視点の評価結果により、総合評価の達成基準に基づき、A～Dの4段階で評価を決定する。

【総合評価】

区分	達成基準
A（優 良）	評価項目がすべてB以上であり、かつAが過半数である。
B（良 好）	評価項目がすべてC以上であり、かつB以上が8割以上である。
C（課題有）	評価項目がすべてC以上である。
D（要改善）	評価項目にDが含まれている。

(4) 総合評価の結果

本年度における試行実施による総合評価結果は、次表のとおり

総合評価	施設数
A（優 良）	—
B（良 好）	66施設
C（課題有）	—
D（要改善）	—

(5) 総括

全ての対象施設において、総合評価が「B（良好）」であり、サービスの質、利用者満足度、運営方法等が適切に実施されていることが確認できた。また、指定管理者とのコミュニケーションの機会が増え、PDCAサイクルがこれまで以上に機能した。

一方で、指定管理者が行う自己評価と所管課評価の認識の違いが見られたところもあり、今後、評価スキルの向上や標準化を図る必要がある。

評価内容について、「A（優良）」評価が多かった項目は、「維持管理業務」、「連絡調整」及び「利用料金」に係る項目であった。一方、「C（課題有）」評価が多かった項目は、「職員研修」、「緊急対応」及び「利用促進業務」に係る項目であり、人材育成等の自主的・応用的な取組に課題が見られた。また、アンケート調査では、施設によって調査方法や調査人数にバラつきが見られたことから、回答数が少ない施設については、より多くの利用者に回答していただけるよう工夫が必要である。

今後、モニタリングの評価結果は、所管課から指定管理者にフィードバックすることで、両者の意識醸成を図り、より快適な施設運営につなげていくとともに、来年度からの本格実施からは、モニタリング結果を公表することで、利用者や市民に対して、指定管理者の活動内容や成果への透明性を確保していく。

2 今後の予定

令和7年1月 モニタリング本格実施に向けた担当者説明会の開催

所管課から指定管理者へ評価結果の通知

4月 モニタリング本格実施

【審議事項】

・ 石巻市指定管理者制度運用ガイドラインの策定について

指定管理者制度の運用は、地方自治法第244条の2第4項により、幅広く地方公共団体の自主性に委ねられており、本市においては、平成17年12月に制定した石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則のほか、石巻市指定管理者制度導入基本方針や石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する事務の手引きに基づき、指定管理者制度を運用してきたところである。

令和6年4月1日付け総務省通知により、指定管理者制度に係る課題に適切に対応できるよう技術的な助言を受けたことから、本市の指定管理者制度の運用の点検・見直しを進め、石巻市指定管理者制度運用ガイドラインを策定したため、審議するもの。

1 主な内容

本ガイドラインについては、運用の統一化を図るため、以下の事項に関する基本的な考えや事務手続を新たに示すとともに、これまで運用の柱となっていた「石巻市指定管理制度導入基本方針」や「石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する事務の手引き」のほか「石巻市指定管理制度導入施設に係るモニタリングガイドライン」の3つの内容を改めて精査し、文言の整理等を行った上で、包含した。

(1) 人件費の積算について

指定管理料に係る人件費の積算に当たっては、市が当該施設の維持管理を直営で行った場合を想定した人員配置を基本とし、施設の規模等に応じて、配置する職階や職種、その人員数を決定し、職階に応じた給料月額等を基に積算することとするなど、具体的な積算方法を示した。

なお、積算の基礎とする給料月額等については、別冊で示す。

(2) 指定管理料の精算について

これまで所管課の判断において、光熱水費や修繕費等に係る指定管理料の精算を行ってきたが、今後は指定管理者の自主的な経営努力を促す観点からインセンティブを確保するため、原則として精算は行わないこととした。

しかし、指定管理者が本来行うべき業務を行わなかったことで発生した余剰金については、精算の対象とする。例：定期点検、清掃業務等

(3) 選定基準について

指定管理者の選定が適切に行われるように、具体的な評価項目や配点方法の標準例や考え方を示したほか、選定手続の公平性・透明性を確保するため、評価項目及び配点については、募集要項において明示することとした。

(4) リスク分担について

施設の管理運営において想定されるリスクは、市と指定管理者との間において、適切な分担を事前に行うことが重要であるため、募集要項において、リスク分担に関する事項を明示することとし、そのリスク分担の基本となる標準例を示した。

2 今後の予定

令和7年1月 ガイドライン策定に係る担当者説明会の開催

基本協定の締結（令和7年度から指定管理開始の施設）

2月 所管課から指定管理者へ説明

4月 年度協定の締結

以上